8　評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

［一～三　略］

9　［略］

（株主資本等変動計算書に関する注記）

第百五条　株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、連結注記表を作成する株式会社は、第二号に掲げる事項以外の事項は、省略することができる。

［一～三　略］

四　当該事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、種類及び種類ごとの数）

五　［略］

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

第百六条　連結株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　当該連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、種類及び種類ごとの数）

四　［略］

（連結計算書類の提供）

第百三十四条　［１・２　略］

3　電子提供措置をとる旨の定款の定めがある場合において、第一項の連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告があり、かつ、その内容をも株主に対して提供することを定めたときは、前二項の規定による提供に代えて当該会計監査報告又は監査報告に記載され、又は記録された事項に係る情報について電子提供措置をとることができる。

4　［略］

5　［略］

6　［略］

7　［略］

8　［略］

第百三十六条　株式会社が法第四百四十条第一項の規定による公告（同条第三項の規定による措置を含む。以下この項において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項を当該公告において明らかにしなければならない。この場合において、第一号から第七号までに掲げる事項は、当該事業年度に係る個別注記表に表示した注記に限るものとする。

［一～八　略］

［２・３　略］

（純資産の部）

第百四十一条　純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

［一・二　略］

三　株式引受権

四　［略］

［２～６　略］

（最終事業年度の末日後に生ずる控除額）

第百五十条　法第四百四十六条第七号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号から第八号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

［一～六　略］

七　最終事業年度の末日後に第四十二条の二第五項第一号の規定により変動したその他資本剰余金の額

八　最終事業年度の末日後に第四十二条の二第七項の規定により自己株式の額を増加した場合における当該増加額

8　評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額、新株予約権及び非支配株主持分に係る項目は、それぞれ次に掲げるものについて明らかにしなければならない。この場合において、第二号に掲げるものについては、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることを妨げない。

［一～三　同上］

9　［同上］

（株主資本等変動計算書に関する注記）

第百五条　株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、連結注記表を作成する株式会社は、第二号に掲げる事項以外の事項は、省略することができる。

［一～三　同上］

［号を加える。］

四　［同上］

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

第百六条　連結株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

［号を加える。］

三　［同上］

（連結計算書類の提供）

第百三十四条　［１・２　同上］

［項を加える。］

3　［同上］

4　［同上］

5　［同上］

6　［同上］

7　［同上］

第百三十六条　株式会社が法第四百四十条第一項の規定による公告（同条第三項の規定による措置を含む。以下この項において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項を当該公告において明らかにしなければならない。この場合において、第一号から第七号に掲げる事項は、当該事業年度に係る個別注記表に表示した注記に限るものとする。

［一～八　同上］

［２・３　同上］

（純資産の部）

第百四十一条　純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

［一・二　同上］

［号を加える。］

三　［同上］

［２～６　同上］

（最終事業年度の末日後に生ずる控除額）

第百五十条　法第四百四十六条第七号に規定する法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号及び第六号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

［一～六　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］